



# 区画整理だより

日頃より松山駅周辺整備事業に格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

## 任期満了による土地区画整理審議会委員選挙について

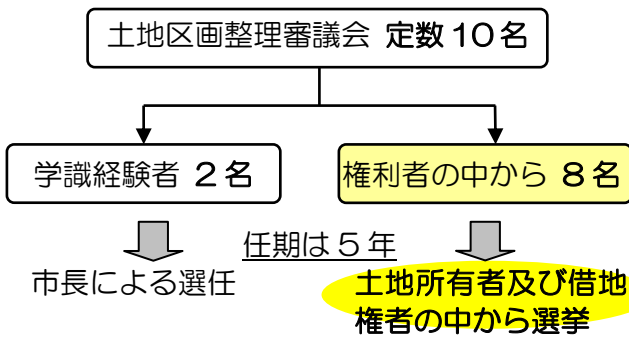
### ☆松山駅周辺土地区画整理審議会委員の選挙を実施します

平成27年3月7日をもって、現在の土地区画整理審議会委員の任期が満了します。新たな審議会委員を選出するため、審議会委員選挙を実施します。

### ☆土地区画整理審議会とは・・・

審議会は、中立的な立場で、皆さんの財産や権利について公平性を確保するために設置されます。施行者は必要な事項について、審議会に意見を聞くなどしながら、事業を進めます。

### ☆土地区画整理審議会の構成

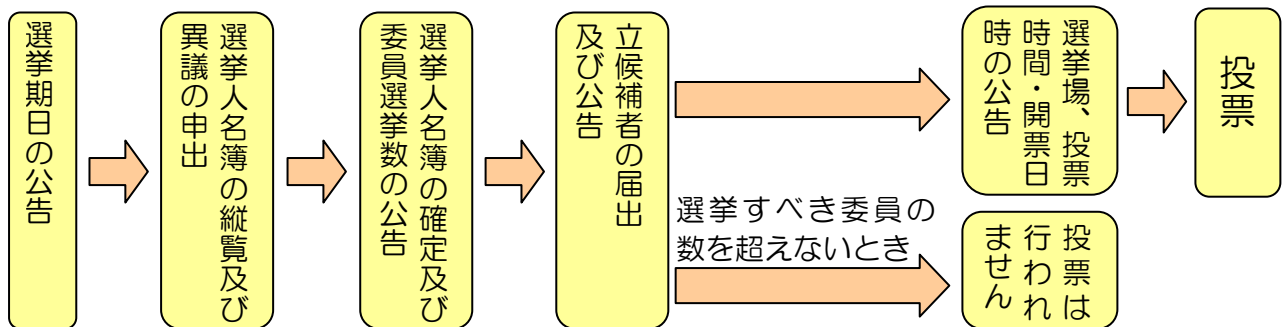


Q. だれに選挙権・被選挙権があるの？

A. 事業区域内の土地に所有権もしくは借地権を持っている方が選挙権・被選挙権をもちます。借家に住んでいる方には、土地区画整理審議会委員の選挙権・被選挙権はありません。



### ☆選挙の流れ



※詳しくは別紙でお知らせいたします。

### !!! ご注意ください !!!

次のような方々は、必要な手続きを行なわないと、選挙権・被選挙権が認められないのでご注意ください。

- ①土地や建物の相続登記をしていない方【相続届出書】
- ②共有名義の土地をお持ちの方【代表者選任通知書】
- ③未登記の借地権をお持ちの方【借地権申告書】



※選挙人名簿作成のため、12月22日～2月9日まで、借地権申告の受け付けを停止します。

※当課窓口の外、松山市ホームページの申請書ダウンロードコーナーに各様式を備えています。

松山市ホームページ（トップページ）→くらしの情報→申請書ダウンロード→暮らし→住宅・建物・土地→松山駅周辺土地区画整理事業関係様式

## 選挙に関する説明会の開催について

今回の選挙の日程等について、次のとおり説明会を開催します。

日 時	場 所
12月22日(月) 19:00~	本村集会所2階大会議室
12月24日(水) 19:00~	中央公民館3階展示室

## 私有地内への電柱の配置について

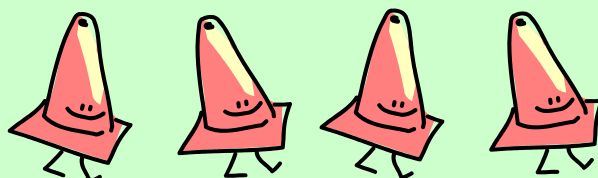
昨年度から取り組んでいた6・7街区の造成もほぼ終わり、新しい宅地や道路も姿を現してきました。地権者、関係者の皆様のご理解とご協力によって、松山駅周辺土地区画整理事業も順調に事業が進んでいます。

さて、松山市では事業を進める際、道路交通の安全性を確保し、良好な街並みや景観の形成を図るため、電柱を道路ではなく私有地内に建てることにしています。

電柱は、電気や電話を皆様のご家庭にお届けし、便利で快適な日々の暮らしを実現するためにはなくてはならないものです。このため、電柱管理者と、できるだけ皆様のご不便、ご負担とならないよう電柱の設置計画を検討し、計画した敷地には、ご協力をお願いしています。

6・7街区の工事が完了した区域では、地権者の皆様のご理解とご協力により、すべての電柱を私有地内に建てていただきました。

今後、事業の進捗によって、宅地や道路の造成も本格化していきます。工事着手に先立ち工事の内容や電柱の位置などについてご説明をさせていただきますので、電柱の役割や必要性についてもご理解いただき、より良いまちづくりを図るため、引き続き私有地内への電柱の配置にご協力をお願いします。



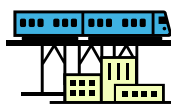
## まちづくりの手引きの活用について

### <松山駅西地区>

松山駅西地区の皆さんとの勉強会や全員アンケートで出された意見をもとに「松山駅西地区まちづくりの手引き」が完成しました。

今後の家づくりに「松山駅西地区まちづくりの手引き」を活用していただき、松山駅西地区が魅力的なすばらしいまちになることを願っております。

なお、今後、皆さんの話し合いでさらに地区計画等を検討される際には、松山市にご相談ください。



★松山駅周辺整備課のホームページ

★<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/tosiseibibu/matsuyamaekisyuhen.html>

随時更新しておりますので、ぜひチェックしてみてください。

